

## はじめに

本書では、〈私 [わたし]〉にかかわる法の世界について考える。

「法」と言われてまず思い浮かぶのは、憲法や刑法かもしれない。もちろん、国の仕組みを定める憲法、犯罪を処罰する刑法は、いずれも大切な法である。しかし、私たちの身のまわりにはもっと日常的な法があり、私 [わたし] というものをささえ、さらには、私 [わたし] というものをひらいている。

これからの話は、そのような「法」、すなわち、私 [わたし] を出発点とした「法」、「私をささえ・ひらく法」の話である。この「私をささえる・ひらく法」は「民法」と呼ばれているが、序章では、「民法」という法律の組み立てや生い立ち、そして、私たちの日常生活とのかかわりについて説明し、「民法」が「私をささえ・ひらく法」としてとらえられることを示す。序章はやや難しいので、とりあえず後まわしにして、最後に読んでもらってもよい。

本書の本論部分は、四つの章（第1冊の第1章・第2章と第2冊の第3章・第4章）に分かれるが、それぞれの章はケース編とルール編とで構成されている。ストーリー形式のケース編では、高校生が日常生活の中で直面しうる具体的な題材をもとに、「私をささえ・ひらく法」について調べたり・考えたり・話し合うための素材を提供する。これに対して、講義形式のルール編では、実際の法を下敷きにして、どうしてそうなっているのか、このままでよいのかを検討し、必要な修正を加えて「私をささえる・ひらく法」の基本ルールを提示する。ケース編とルール編は互いに他方を想定しながら書かれているが、ケース編が問題編、ルール編が解答編というわけではない。

なお、ケース編・ルール編の双方に盛り込まれた【資料】は、議論のための材料として付加してあるので（本文の文脈から派生する資料も含まれる）、これらにも目を通すと、より理解が深まるはずである。なお、第1冊・第2冊の末尾には、それぞれ「付録①」「付録②」を掲げてあるが、これらはルールの適用や設定のしかたを説明するものである。ルールに従って問題を解決しようとする際の参考にさせていただければと思う。

ところで、本シリーズ全体に共通の「市民社会」という言葉についてであるが、ここではさしあたり、「民法」は「日常生活の法」とあると同時に「市民社会の法」とあるとだけ述べておく。「私をささえ・ひらく法」である「民法」につき、具体的なケースとルールを通じて考えていくことによって、「市民社会」とは何かについても考えることにして、その結果は、第2冊の結章でまとめることにしようと思う。

本書執筆に至る経緯の説明やお世話になった方々への謝辞も第2冊「あとがき」に譲ることにしたい。

2008年3月

大村 敦志